

～助成金不正受給に関与する案件が急増～

不正受給への関与リスクと回避のポイントを探る

倫理委員会委員長 浦山 一豊



近年の助成金業務と社労士

近年、働き方改革や人手不足への対応をはじめ、中小企業においては、従業員が安心していきいきと働ける職場づくり、すなわち人を大切にする企業づくりのニーズが高まっており、私達社労士に様々な相談や業務の依頼が寄せられるようになりました。

その中には、コロナ禍に対応するための雇用調整助成金の申請に関するもの、適正な労務管理を実現する手段としてのキャリアアップ助成金に関するものなど、雇用関係助成金に関するものもたくさんあります。

助成金業務といえば、開業したばかりの会員の方が、顧問先を開拓するために、積極的に事業主に案内している、あるいは、コンサルティング会社等と連携して受託しているようなケースもあるようです。

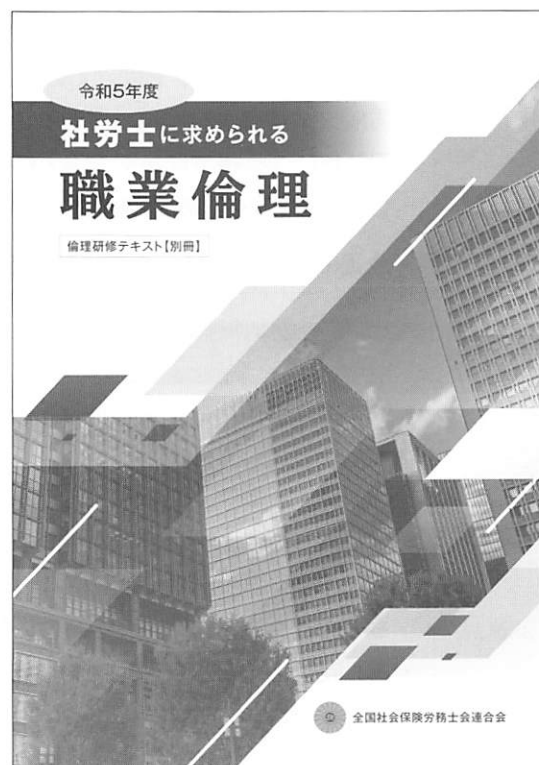
一方で、最近では雇用調整助成金について、事業主を指導し、5億円もの不正受給に関与したとの疑いで社労士が起訴されるケースや、キャリアアップ助成金等の申請に関し不正に関与したとして、厚生労働省、都道府県労働局のサイトで社労士の氏名が公表されるケースが急増しています。

倫理委員会では今後事案を分析し、リスク回避のポイントを整理

このような社労士の不祥事は、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家としての社会的信用を著しく失墜するものであり、これまでも倫理委員会において重点的な研修事項として位置付け、職業倫理、コンプライアンスの観点から、その防止に努めてき

たところですが、この取組みを更に進めるため、連合会会長から都道府県会会長への通知、『月刊社労士』による会員の皆様への周知、倫理研修における研修事項の拡充を行うこととしました。

委員会では、今後の検討の中で、社労士が不正受給に関与した事案の実態を確認し、そこから共通するリスクを抽出、分析し、それらを回避するためのポイントを整理することとしました。その結果は改めて本誌でご報告したいと考えておりますが、本稿では取り急ぎ、会員の皆様に、これまでの状況をお知らせします。



会員の皆様へ『『社労士に求められる職業倫理～令和5年度～』倫理研修テキスト【別冊】』を本誌同封にてお送りいたします。

厚生労働大臣による懲戒の状況

社労士が助成金の不正受給に関与した場合、その内容にもよりますが、社労士法に照らし、第25条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」、第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当する場合には、厚生労働大臣による懲戒の対象となり、業務停止や失格となることがあります。実際、直近5年度の懲戒では、全30件のうち25件が助成金の不正受給に関するものになっています。

労働局による公表の状況

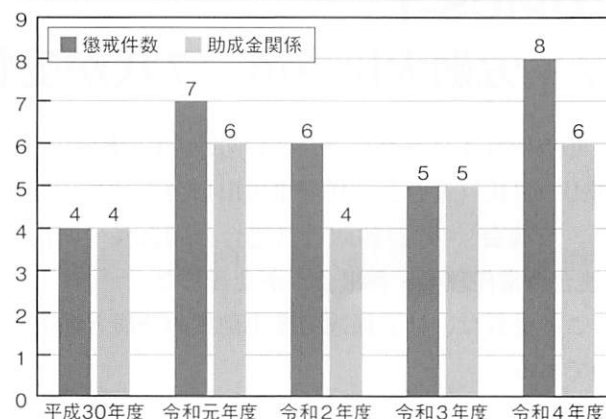
また、厚生労働省では、同省サイトにおいて「都道府県労働局が公表した不正受給に関与した社会保険労務士・代理人・訓練実施機関について」と題するページに社労士等が関与した助成金の不正受給事案を公表しており、令和2年2月分から令和5年12月までの公表回数は68回にのぼります。特に年度ごとの回数をみると、令和5年度では12月までに45回と急増しており、この先さらに増加することが懸念されるところです。

不正受給への関与に至る原因を探る

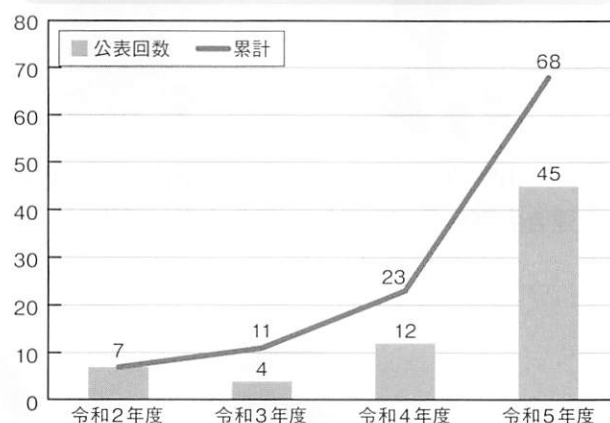
以上の状況のとおり、近年、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家である社労士への期待の高まりとともに、社労士でなければ行うことができない雇用関係助成金の書類作成、提出代行の業務について、不正受給に関与してしまうケースが増加していることについて確認できたところです。

その多くは、これまで倫理委員会で検討してきたように、新規の依頼者で、その企業の労務管理の実態がわからないまま助成金申請の業務を受託した結果、後から支給要件を満たさないことが判明したにもかかわらず、虚偽の申請をしてしまった、あるいは、

懲戒件数と助成金不正受給の関係



公表回数



※「令和2年度」の回数には、公表を始めた令和2年2月からの回数を含みます。

※「令和5年度」の回数は、令和5年12月25日現在のものです。

は、事業主やコンサルタント会社等に巻き込まれ、結果的に不正受給に関与してしまった等の原因が考えられます。

冒頭に申し上げましたとおり、倫理委員会では、今後、社労士が不正受給に関与した案件の詳細な情報を集め、どのような助成金について、どのような原因でそこに至ったかを分析していきますが、会員の皆様には、引き続き、助成金の申請業務を受託する際、倫理研修テキストのコンプライアンスチェックシートを活用するなどして、不正受給への関与を回避していただくようお願いいたします。